

公益社団法人秦野市シルバー人材センター委員会委員等
に関する報酬等支給要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人秦野市シルバー人材センター(以下、「センター」という。)が設置した委員会等の委員(以下「委員等」という。)に対する報酬及び費用弁償の支給方法を定める。

(支給対象及び報酬)

第2条 この要綱により支給対象となる委員等は、次のとおりとする。

- (1) 公益社団法人秦野市シルバー人材センター専門部会設置規程(以下「部会設置規程」という。)に定める理事及び事務局職員を除いた部会員については、公益社団法人秦野市シルバー人材センター役員の報酬等及び費用に関する規程に定める理事の報酬(以下「理事報酬」という。)に準じる。
- (2) 公益社団法人秦野市シルバー人材センター地域班組織設置規程に定める地域班班長については、理事報酬の1/2の額とする。
- (3) 公益社団法人秦野市シルバー人材センターグループ設置要綱に定めるリーダーについては、理事報酬の1/2の額とする。
- (4) 公益社団法人秦野市シルバー人材センター顕彰規程に定める顕彰審査委員会の委員については、理事報酬の1/2の額とする。
グループ設置要綱に定めるリーダー
- (5) 公益社団法人秦野市シルバー人材センター理事及び監事候補者選考要綱に定める理事及び監事選考委員会の委員については、理事報酬の1/2の額とする。

(報酬の支給)

第3条 報酬は、次の各号に定める職務に従事した場合に支給するものとする。

- (1) 設置に関する規程等に基づき設置した委員会、会議等に出席した場合
- (2) 理事会、部会設置規程に定める部会又はセンターからの要請により、センターの事業活動に従事した場合

(重複支給の禁止)

第4条 複数の委員会、会議等及びセンターの事業活動が同日に開催

された場合は、重複して支給しないものとする。

(費用)

第5条 センターは、委員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、請求があった日から遅滞なく支払うものとし、また、現金払いの必要があると認めるときは、公益社団法人秦野市シルバー人材センター財務規程第17条の規定に基づき支出するものとする。

2 費用の額は、別表第1により予算の範囲内で支出するものとする。

(報酬及び費用の支給日)

第6条 この要綱に規定する報酬及び費用は、委員会等に出席する都度支給するものとし、原則としてその月の1日から末日までの分を、翌月の16日(その日が土曜日若しくは日曜日又は休日の場合は、その前日。以下同じ。)に支給するものとする。

(報酬及び費用の支給方法)

第7条 報酬及び費用は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。ただし、現金払いによるときは、この限りでない。

2 報酬及び費用は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(補足)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成24年9月28日から施行する。

(報酬及び費用の内払)

2 本要綱制定前の社団法人秦野市シルバー人材センター役員等の費用弁償に関する規程に基づいて平成24年4月1日からこの要綱施行の前日までの間に支払われた報酬及び費用弁償は、この要綱による報酬及び費用の内払いとみなす。

附 則

この要綱は、平成25年5月10日から施行し、平成25年4月1

日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年10月24日から施行し、平成26年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公益社団法人秦野市シルバー人材センター第56回定時総会終結の日から施行する。

別表1 委員等の費用等（第4条関係）

鉄道賃及び船賃	車賃	宿泊料 〔一泊につき〕	食卓料 〔一泊につき〕
運賃の等級が区分されている場合グリーン料金の運賃、運賃の等級を設けない線路で特別車両料金を徴する客車を運行している場合運賃のほか特別車両料金、運賃の等級を設けない船舶で特別船室料金を徴するものを運行している場合運賃のほか特別船室料金	実費	12,000円	1,700円

詳細については、事務局職員の旅費に関する規程に準じ、支給するものとする。

